

募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度うちエコ診断推進事業委託業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所
大分県内
- (4) 業務内容
別添「令和8年度うちエコ診断推進事業委託業務仕様書」のとおり
- (5) 限度額
2, 271, 346円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- (6) 委託予定事業者数
1事業者
- (7) 留意事項
本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。

2 参加資格

原則として、次の基準を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、又は同等の資格を有する者であること。
- (3) 大分県内に本社又は支社等を有すること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けた者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (7) 常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

3 参加申込

(1) 参加申込方法

企画提案競技への参加を希望する方は「企画提案競技申込書」（様式1）を下記申込先に令和8年4月8日（水）17時00分までにメールで提出してください。件名は「（参加申込）グリーンアップおおいたアドバイザー派遣等事業実施業務」とし、送信後に電話で連絡してください。

なお、提出後に参加を辞退する場合は「辞退届」（様式2）を提出してください。

(2) 申込先

「11 問合せ先」のとおり

4 質問の受付及び回答

(1) 質問受付方法

質問がある場合は「質問書」（様式3）を下記提出先に、令和8年4月8日（水）17時00分までにメールで提出してください。なお、件名は「（質問）グリーンアップおおいたアドバイザー派遣等事業実施業務」とし、送信後に電話で連絡してください。

(2) 提出先

「11 問合せ先」のとおり

(3) 回答

質問があった場合は、令和8年4月13日（月）までに企画提案競技申込書の提出者全員に原則メールで回答します。なお、回答内容は、募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなします。

5 応募期限及び方法

(1) 応募期限

令和8年4月15日（水）17時00分（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書4部（正本1部、副本3部）

別紙「企画提案書（任意様式）記入上の注意」で示す事項を記載したもの

イ 添付資料 1部

- ・ 定款又は寄附行為
- ・ 組織概要、事業概要が分かるもの（会社パンフレットなど）
- ・ 決算報告書（直近2カ年）

(3) 応募方法等

下記応募先に、郵送又は持参又はメールにより提出してください。

応募者につき提案は1件に限り、複数の提案は認めません。

郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担とします。

提出後の応募書類の追加、修正は認めません。また、提出された書類は返却しません。

提出された応募書類（個人情報を含む）は、選考業務にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

選定された応募書類の著作権は県に帰属するものとします。

応募書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた損害の責は、全て応募者が負うものとします。

(4) 応募先

「11 問合せ先」のとおり

6 審査及び委託先の決定

(1) 審査の方法について

審査は、有識者等で構成する審査委員会が企画提案書に基づき書類審査を行います。

(2) 審査基準等

審査基準等は以下のとおりです。

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
1 業務実施体制	・業務の遂行に必要な組織、人員を有しているか	10
2 業務実施計画及びスケジュール	・業務実施計画及びスケジュールは具体的で実現可能か ・類似事業を実施した実績はあるか	10
3 企画提案	・うちエコ診断の受診促進につながる具体的な提案があるか。 ・うちエコ診断の実施を効果的に行うための具体的な提案があるか。	20
4 個人情報の保護	・個人情報管理の為に体制やシステムを有しているか	5
5 積算書	・事業実施に必要な経費が計上されているか ・計上された経費は妥当か	5

※ 審査の際、価格転嫁の円滑化を後押しするため、「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業には加点を行います。

(3) 審査結果について

ア 審査結果は、メールで通知します。

イ 審査の内容等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

ア 提出された書類に虚偽の記載がある場合

イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

ウ その他、募集要項に違反した場合

7 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 参加申込期限 | 4月8日（水）17時00分（必着） |
| (2) 質問受付期限 | 4月8日（水）17時00分（必着） |
| (3) 応募期限 | 4月15日（水）17時00分（必着） |
| (4) 審査 | 4月中旬 |
| (5) 委託先候補決定通知 | 4月下旬 |
| (6) 事業開始 | 5月1日（金）（予定） |

8 委託契約の締結

委託先候補となった事業者（以下「委託先候補」とします。）と県との間で委託契約を締結します。

- (1) 委託契約締結の前に、委託先候補の提案をもとに協議を行います。その結果、提案内容の一部変更をお願いする場合があります。
- (2) 契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行います。
- (3) 委託料は、原則として事業完了後の精算払としますが、事業の進捗状況に応じて契約金額の1/2を限度に前金払をすることが可能ですので、担当者にお問い合わせください。
- (4) 委託契約締結により、委託先となった事業者（以下「委託先」とします。）は、県の承認を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできません。

9 事業実績報告

委託先は、事業実施後、速やかに業務実績報告書を県に提出していただきます。

なお、事業実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

10 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。

11 問合せ先

大分県 生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3024 (直通)

FAX 097-506-1749

e-mail a13090@pref.oita.lg.jp